

労使協定（労働者派遣法第30条の4第1項）

株式会社ヒューマンアイズ本社統括事業所（以下「統括」という。）と労働者の過半数代表労働者とは、労働者派遣法に定める雇用契約書（兼）就業条件明示書を締結した従業員（以下「対象従業員」という。）の待遇に関する事項（労働者派遣法第30条の4第1項の規定）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、別表1に掲げる業務に従事する派遣従業員全員を対象に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 統括は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外勤務手当、深夜勤務手当・休日出勤手当、通勤手当、資格手当、皆勤手当、家族手当、赴任手当、別居手当、地域手当、住宅手当、技術手当、みなし残業手当、生産協力金、調整手当、特別手当、役職手当、報奨金、職務手当、ライフプラン手当および退職金とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和4年度職業安定業務統計」（厚生労働省）の「各対象職種の中分類（下記別表1参照）」を採用する。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

（3）地域調整については、下記別表1及び別表1-2に定める適用都道府県の地域指数を適用する。

第4条 対象従業員の基本給及び各賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1-2のとおりとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする

<能力・経験調整指数>

指数	0	1	2	3	5	10	20
階層・条件	製造未経験 又は 新入社員	製造経験 3 年 以上または 会社 1 年以上	製造経験 5 年 以上または 会社 2 年以上	製造経験 8 年 以上または 会社 3 年以上	製造経験 10 年 以上または 会社 5 年以上	製造経験 15 年 以上または 会社 10 年以上	製造経験 20 年 以上または 会社 15 年以上
		及び スキル評価 IV	及び スキル評価 III 以上	及び スキル評価 II 以上	及び スキル評価 I 以上	及び スキル評価 I 以上	及び スキル評価 I 以上
		及び 直近(6 カ月)の 出勤率 90% 以上	及び 直近(6 カ月)の 出勤率 90% 以上	及び 直近(6 カ月)の 出勤率 90% 以上	及び 直近(6 カ月)の 出勤率 95% 以上	及び 直近(6 カ月)の 出勤率 95% 以上	及び 直近(6 カ月)の 出勤率 100% 以上
			及び 班長 C 以上	及び 班長 B 以上	及び 班長 A 以上 3 年	及び 班長 A 以上 5 年	及び 班長 A 以上 10 年
都道府県指数	0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年

【留意事項】

- ◆製造経験は中分類における会社入社前及び入社後の経験を足したものとする
- ◆製造以外の業種に関しては製造の部分の業種にあてはめて都度決定するものとする
- ◆協定成立時において既存社員は「班長 C 以上」で「指数 2」、「班長 B 以上」で「指数 3」、「班長 A」で「指数 5 以上」に配置（縦列の全てに該当して指数の職位に就任したものとする）
- ◆協定成立時において「役職なし」は「製造経験 3 年」又は、「会社 1 年以上」で「指数 1」に配置、その他社員は「指数 0」に配置
- ◆降格時は出勤率及び出勤率以外の数値の 1.5 倍(端数切上)の各々の数値をクリアすることで昇格を認める
- ◆60 歳で定年再雇用制度を採用しているため定年後の待遇は協議により変更することがある
- ◆スキル評価 I は定期の人事査定において A を 16 回以上／スキル評価 II は人事査定において A を 10 回以上
スキル評価 III は人事査定において A を 4 回以上／スキル評価 IV は人事査定において派遣元の総合評価 A を 2 回以上または派遣元の総合評価 B を 3 回以上

2 統括は、第 9 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～80%の範囲で調整手当を支払うこととする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するようにする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第 42 条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は賃金規定第 44 条及び第 45 条に定める通勤に要する実費に相当する額とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 の通りとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：3 年

通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

- (2) 退職時の勤続年数ごとに(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年、37年以降の定年退職)の支給金額

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給金額に、同調査において退職金手当制度があると回答した企業の割合(71.5%)をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 退職手当は令和2年4月1日を起算とする派遣従業員の勤務期間を通算して算出する。

対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2-1のとおりとする。

- (一) 別表2-1に示したものと比べて、退職金の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
(二) 別表2に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職金の支給額が同等以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給は就業規則第56条及び賃金規定第21条並びに第26条をもとに決定するものとする。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については就業規則第17条、19条、20条、21条、22条、62条、63条については令和2年4月1日より正社員と同等のものを支給する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

令和 年 月 日

株式会社ヒューマンアイズ

代表取締役 赤澤 英紀



労働者の過半数代表労働者

署名： _____

職業安定業務統計（職業・都道府県別指数）早見表 参照

<別表 2-1>

退職金

派遣契約在籍年数(満)	支給(自己都合)	支給(会社都合)
3年	¥135,135	¥199,640
5年	¥255,970	¥368,621
10年	¥648,505	¥874,851
15年	¥1,219,075	¥1,589,990
20年	¥1,993,548	¥2,453,433
25年	¥3,019,555	¥3,599,937
30年	¥4,120,427	¥4,832,714
35年	¥5,368,890	¥6,152,477
37年	¥5,771,735	¥6,570,295
37年以降の定年退職	—	¥8,034,084

モデル退職金（調査産業計）令和4年中小企業の賃金・退職金事情

〈別表2〉

モデル退職金（調査産業計）

令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

（企業の割合（71.5%）をかけた数値）

勤続年数	高校卒(自己都合)	高校卒(会社都合)
3年	¥135,135	¥195,910
5年	¥225,970	¥349,635
10年	¥648,505	¥874,445
15年	¥1,219,075	¥1,535,820
20年	¥1,951,235	¥2,348,060
25年	¥2,795,650	¥3,329,040
30年	¥3,807,375	¥4,322,890
35年	¥4,822,675	¥5,416,125
37年	¥5,301,725	¥6,067,490
37年以降の定年退職	—	¥7,107,100

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）
 無期雇用かつフルタイム労働者の平均求人賃金（月額×12÷52÷40で時給換算）に賃金構造基本統計調査の賞与指数と能力・経験調整指数を掛けて計算

適応都道府県	香川
算出地域指数	95.6

令和4年度職業安定業務統計による地域指数より算出

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）より算出

別表1

賞与2%含む ※小数点以下切上げ

中分類		基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
		都道府県指数	1年	2年	3年	5年	10年	20年
08製造技術者	職業毎の基準金額	1261	1451	1591	1615	1701	1854	2309
	地域指数をかけた数値	1206	1388	1521	1544	1627	1773	2208
10情報処理・通信技術者	職業毎の基準金額	1389	1599	1753	1779	1874	2042	2543
	地域指数をかけた数値	1328	1529	1676	1701	1792	1953	2432
25一般事務員	職業毎の基準金額	1075	1237	1357	1377	1450	1580	1968
	地域指数をかけた数値	1028	1183	1298	1317	1387	1511	1882
27生産関連事務員	職業毎の基準金額	1144	1317	1444	1465	1543	1682	2095
	地域指数をかけた数値	1094	1260	1381	1401	1476	1608	2003
28営業・販売関連事務員	職業毎の基準金額	1173	1350	1480	1503	1582	1724	2148
	地域指数をかけた数値	1122	1291	1415	1437	1513	1649	2054
49生産設備（金属）	賞与2%分	1111	1279	1402	1423	1499	1633	2034
	地域指数をかけた数値	1063	1223	1341	1361	1434	1562	1945
50生産設備（金属除く）	職業毎の基準金額	1103	1270	1392	1413	1488	1621	2020
	賞与2%分	1055	1215	1331	1351	1423	1550	1932
51生産設備（機械）	職業毎の基準金額	1112	1280	1403	1424	1500	1635	2036
	地域指数をかけた数値	1064	1224	1342	1362	1434	1564	1947
52金属材料製造等	職業毎の基準金額	1132	1303	1429	1450	1527	1664	2073
	地域指数をかけた数値	1083	1246	1367	1387	1460	1591	1982
54製品製造・加工処理	職業毎の基準金額	1067	1228	1347	1367	1439	1568	1954
	地域指数をかけた数値	1021	1174	1288	1307	1376	1500	1869
57機械組立の職業	職業毎の基準金額	1100	1266	1388	1409	1484	1617	2014
	地域指数をかけた数値	1052	1211	1327	1348	1419	1546	1926
60機械整備・修理の職業	職業毎の基準金額	1152	1326	1454	1476	1554	1693	2109
	地域指数をかけた数値	1102	1268	1391	1412	1486	1619	2017
61製品検査（金属）	職業毎の基準金額	1081	1244	1364	1385	1458	1589	1979
	地域指数をかけた数値	1034	1190	1304	1325	1394	1520	1892
62製品検査（金属除く）	職業毎の基準金額	1057	1217	1334	1354	1426	1554	1935
	地域指数をかけた数値	1011	1164	1276	1295	1364	1486	1850
63機械検査の職業	職業毎の基準金額	1105	1272	1395	1416	1491	1624	2023
	地域指数をかけた数値	1057	1217	1334	1354	1426	1553	1934
64生産関連・生産類似	職業毎の基準金額	1177	1355	1485	1508	1588	1730	2155
	地域指数をかけた数値	1126	1296	1420	1442	1519	1654	2061
68その他の輸送の職業	職業毎の基準金額	1156	1331	1459	1481	1559	1699	2117
	地域指数をかけた数値	1106	1273	1395	1416	1491	1625	2024
69定置・建設機械運転	職業毎の基準金額	1258	1448	1588	1611	1697	1849	2303
	地域指数をかけた数値	1203	1385	1519	1541	1623	1768	2202
75運搬の職業	職業毎の基準金額	1169	1346	1475	1497	1577	1718	2140
	地域指数をかけた数値	1118	1287	1411	1432	1508	1643	2046
76清掃の職業	職業毎の基準金額	1121	1290	1415	1436	1512	1648	2053
	地域指数をかけた数値	1072	1234	1353	1373	1446	1576	1963
77包装の職業	職業毎の基準金額	1027	1182	1296	1316	1385	1510	1880
	地域指数をかけた数値	982	1130	1239	1259	1325	1444	1798
78その他の運搬等の職業	職業毎の基準金額	1121	1290	1415	1436	1512	1648	2053
	地域指数をかけた数値	1072	1234	1353	1373	1446	1576	1963

(注意) 「職業毎の基準金額」と「賞与2%分」を合わせた金額が支払う基準賃金とする

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）
 無期雇用かつフルタイム労働者の平均求人賃金（月額×12÷52÷40で時給換算）に賃金構造
 基本統計調査の賞与指数と能力・経験調整指数を掛けて計算

適応都道府県	香川
算出地域指数	95.6

令和4年度職業安定業務統計による地域指数より算出

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）より算出

別表1-2 職業毎の支給賃金

中分類	指数	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0	1	2	3	5	10	20
08製造技術者	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1181	1360	1490	1513	1594	1737	2163
	賞与2%分	24	27	30	30	32	35	44
	賃金額	1206	1388	1521	1544	1627	1773	2208
10情報処理・通信技術者	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1301	1498	1642	1666	1756	1913	2383
	賞与2%分	26	30	33	34	35	39	48
	賃金額	1328	1529	1676	1701	1792	1953	2432
25一般事務員	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1007	1159	1272	1290	1359	1480	1844
	賞与2%分	20	23	25	26	27	30	37
	賃金額	1028	1183	1298	1317	1387	1511	1882
27生産関連事務員	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1072	1234	1353	1372	1446	1575	1962
	賞与2%分	21	25	27	28	29	32	40
	賃金額	1094	1260	1381	1401	1476	1608	2003
28営業・販売関連事務員	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1099	1265	1386	1408	1482	1616	2012
	賞与2%分	22	25	28	28	30	32	41
	賃金額	1122	1291	1415	1437	1513	1649	2054
49生産設備（金属）	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1041	1198	1314	1333	1405	1530	1906
	賞与2%分	21	24	26	27	28	31	38
	賃金額	1063	1223	1341	1361	1434	1562	1945
50生産設備（金属除く）	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1033	1190	1304	1323	1394	1519	1893
	賞与2%分	21	24	26	27	28	31	38
	賃金額	1055	1215	1331	1351	1423	1550	1932
51生産設備（機械）	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1042	1199	1315	1334	1405	1532	1908
	賞与2%分	21	24	26	27	28	31	38
	賃金額	1064	1224	1342	1362	1434	1564	1947
52金属材料製造等	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1061	1221	1339	1359	1430	1559	1942
	賞与2%分	21	24	27	27	29	31	39
	賃金額	1083	1246	1367	1387	1460	1591	1982
54製品製造・加工処理	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1000	1150	1262	1280	1348	1470	1831
	賞与2%分	20	23	25	26	27	30	37
	賃金額	1021	1174	1288	1307	1376	1500	1869
57機械組立の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1030	1186	1300	1321	1390	1515	1887
	賞与2%分	21	24	26	26	28	30	38
	賃金額	1052	1211	1327	1348	1419	1546	1926

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）
 無期雇用かつフルタイム労働者の平均求人賃金（月額×12÷52÷40で時給換算）に賃金構造
 基本統計調査の賞与指数と能力・経験調整指数を掛けて計算

適応都道府県	香川
算出地域指数	95.6

令和4年度職業安定業務統計による地域指数より算出

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）より算出

別表1-2 職業毎の支給賃金

中分類	指数	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0	1	2	3	5	10	20
60機械整備・修理の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1079	1242	1363	1383	1456	1586	1976
	賞与2%分	22	25	27	28	29	32	40
	賃金額	1102	1268	1391	1412	1486	1619	2017
61製品検査(金属)	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1013	1166	1277	1298	1366	1489	1854
	賞与2%分	20	23	26	26	27	30	37
	賃金額	1034	1190	1304	1325	1394	1520	1892
62製品検査(金属除く)	職業毎の基本給 (賞与含まない)	990	1140	1250	1269	1336	1456	1813
	賞与2%分	20	23	25	25	27	29	37
	賃金額	1011	1164	1276	1295	1364	1486	1850
63機械検査の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1035	1192	1307	1326	1397	1521	1895
	賞与2%分	21	24	26	27	28	31	38
	賃金額	1057	1217	1334	1354	1426	1553	1934
64生産関連・生産類似	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1103	1270	1391	1413	1488	1620	2019
	賞与2%分	22	25	28	28	30	33	41
	賃金額	1126	1296	1420	1442	1519	1654	2061
68その他の輸送の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1083	1247	1367	1387	1461	1592	1983
	賞与2%分	22	25	27	28	29	32	40
	賃金額	1106	1273	1395	1416	1491	1625	2024
69定置・建設機械運転	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1178	1357	1488	1510	1590	1732	2157
	賞与2%分	24	27	30	30	32	35	44
	賃金額	1203	1385	1519	1541	1623	1768	2202
75運搬の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1095	1261	1382	1403	1477	1610	2005
	賞与2%分	22	25	28	28	30	32	40
	賃金額	1118	1287	1411	1432	1508	1643	2046
76清掃の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1050	1209	1325	1345	1417	1544	1923
	賞与2%分	21	24	27	27	28	31	39
	賃金額	1072	1234	1353	1373	1446	1576	1963
77包装の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	962	1107	1214	1233	1298	1415	1762
	賞与2%分	19	22	24	25	26	28	35
	賃金額	982	1130	1239	1259	1325	1444	1798
78その他の運搬等の職業	職業毎の基本給 (賞与含まない)	1050	1209	1325	1345	1417	1544	1923
	賞与2%分	21	24	27	27	28	31	39
	賃金額	1072	1234	1353	1373	1446	1576	1963